

京都市告示第135号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 8年 5月19日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
太秦緯252号線	右京区太秦馬塚町23番地の26地先から同町23番地の32地先まで	メートル 120.70	メートル 6.00 ~ 12.00
嵯峨緯325号線	右京区嵯峨観空寺明水町37番地の9地先から同町37番地の13地先まで	71.50	6.00 ~ 11.70
大枝56号線	西京区大枝東長町1番地の455地先から同町1番地の725地先まで	48.50	6.00 ~ 7.00
羽束師90号線	伏見区羽束師古川町152番地の1地先から同町154番地の2地先まで	108.50	6.00 ~ 9.90

(建設局土木管理部道路明示課)